

## 第2回団体自治検討部会次第

○平成22年6月23日(水) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター  
1階 女性コーナー

### 1 開 会

### 2 前回のおさらい

### 3 ワークショップ

(1) 第1回団体自治検討部会から導かれる条文について

【別紙 第2回団体自治検討部会会議資料参照】

(2) 市政運営の原則について

(3) 西脇市に必要な制度について

### 4 その他

(1) 今後の予定

第3回団体自治検討部会 平成22年7月14日(水) 19:00から

第4回団体自治検討部会 平成 年 月 日 ( )

(2) 他の部会の日程

総則検討部会 第2回 平成22年6月25日(金) 19:00から

第3回 平成22年7月15日(木) 13:00から

市民自治検討部会 第3回 平成22年7月12日(月) 19:00から

第4回 平成22年9月9日(木) 19:00から

### 5 閉 会

## 第2回団体自治検討部会会議資料

### 1 第1回団体自治検討部会の意見から導かれる条例案

#### (1) 基本原則

##### ① 参画と協働の原則

##### 【条例原案】

(参画と協働の原則)

第〇条 市民及び市は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参画し、協働することを原則とする。

《意見等》

##### ② 人権尊重の原則

##### 【条例原案】

(人権の尊重)

第〇条 市民及び市は、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則とする。

《意見等》

#### (2) 広報・広聴、応答責任関係

##### 【条例原案】

(情報の提供)

第〇条 市は、広聴及び広報の充実を図ることにより、市民が必要とする情報を把握するとともに、市が保有する情報を積極的かつ効果的に提供するよう努めなければならない。

2 市は、情報の提供に当たっては、広報、ホームページ等を積極的に活用し、市政情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供するものとする。

《意見等》

【条例原案】

(応答責任)

第〇条 市は、市民からの意見・要望等に対し、迅速かつ誠実に応答しなければならない。

《意見等》

(3) 行政組織

【条例原案】

(行政組織)

第〇条 市の組織は、市民に分かりやすく、簡素で、効率的かつ機能的にその目的を達成できるよう編成されなければならない。

2 市の組織は、適切に連携、情報交換等を行い、総合的に活動の効果を上げるよう運営されなければならない。

《意見等》

(4) 議会の役割

【条例原案】

(議会の役割等)

第〇条 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、適正に市政運営が行なわれているかを監視し、けん制する機能を果たすものとする。

2 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。

《意見等》

(5) 議会の責務

【条例原案】

(議会の責務)

第〇条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。

《意見等》

(6) 議員の責務

【条例原案】

(議員の責務)

第〇条 市議会議員は、市民の信託に応え、すべての市民のために誠実に職務を遂行するとともに、議会の責務を果たすため、自己の研さんに努めなければならない。

《意見等》

(7) 市長の役割と責務

【条例原案】

(市長の役割と責務)

第〇条 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、市政全体の総合的な調整その他の権限を適正に行使し、公正かつ誠実に市政運営を行なわなければならない。

2 市長は、自治の基本理念にのっとり、自治の推進及び市民福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。

《意見等》

(8) 職員の責務

【条例案原案】

(職員の責務)

第〇条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

3 市の職員は、自らも市民としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加するよう努めなければならない。

4 市の職員は、地域の課題解決に向けて、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うよう努めなければならない。

《意見等》